

「責任ある鉱物調達」対応の背景と調査実務

2020年6月

一般社団法人 電子情報技術産業協会 (JEITA)

責任ある鉱物調達検討会

【本資料のご利用上のご注意】

本資料は、JEITA 責任ある鉱物調達検討会 啓発・広報チームで作成したものです。
責任ある鉱物調達対応に関する情報について、なるべく幅広く、また正確を期すよう努力しておりますが、必ずしも最新の情報ではなく、正確ではない場合もありますことを、あらかじめご了承ください。

- 「責任ある鉱物調達」 対応の背景
 - － 「責任ある鉱物調達」を取り巻く環境の変化
 - － 「責任ある鉱物調達」に影響を与える国際動向
 - － 今後のトレンド（リスク拡大のイメージ）
- 川下企業のデュー・ディリジェンス（DD）
- 2020年調査対応 CMRT/CRTの主な変更点

Annex : 川下企業のDDグッドプラクティス

- 「責任ある鉱物調達」 対応の背景
 - － 「責任ある鉱物調達」を取り巻く環境の変化
 - － 「責任ある鉱物調達」に影響を与える国際動向
 - － 今後のトレンド（リスク拡大のイメージ）
- 川下企業のデュー・ディリジェンス（DD）
- 2020年度調査対応 CMRT/CRTの主な変更点

Annex : 川下企業のDDグッドプラクティス

加速する「責任ある鉱物調達」

サプライチェーン透明性確保の義務化

4.対象リスク・鉱物の更なる拡大／情報開示の義務化

- ・ EU規則の見直し（2023年）
- ・ ESGリスクへの拡大
- ・ 雲母（マイカ）の動向

2021年～？

3.新たなリスク/鉱物への対応（責任ある鉱物調達へ）

- ・ 紛争地域および高リスク地域（CAHRAs）
- ・ OECDガイダンス Annex II リスク
- ・ コバルト対応

2017年
EU紛争鉱物規則成立
2021年適用

2.紛争鉱物管理体制の確立

- ・ 対応方針の策定
- ・ デュー・ディリジェンス（DD）の実施
- ・ DDに基づく是正措置の実行

2011年
OECD DDガイダンス
発行

1.使用する製錬所の明確化と報告

- ・ 自社製品に含まれる3TGの調査
- ・ 川上へのCMRTの展開
- ・ 川下への情報公開

2010年
米国ドッドフランク法
成立

ESG
対応を含む責任ある鉱物調達へと拡大

調査を通じて、「責任ある鉱物調達」対応を積み重ねてきた。
現在、そしてこれからはどうなっていくのか？

責任ある鉱物調達とは

「CSRの観点から、人権侵害に加担する鉱物を使用しないように努めること」

～JEITA責任ある鉱物調達検討会ウェブサイトより

求められる「責任ある鉱物調達」の範囲

将来的には…

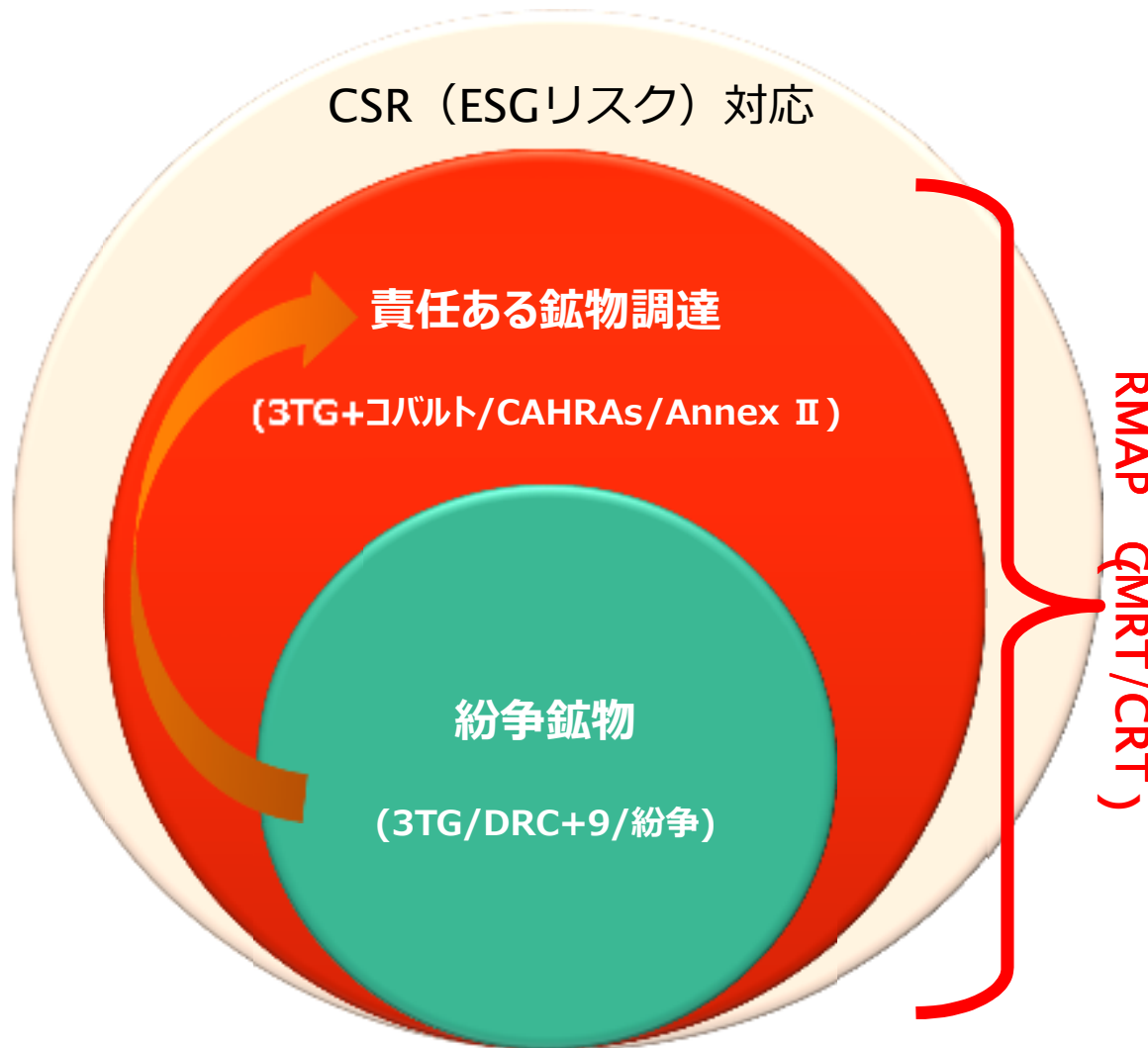
- ◆ CSR（ESGリスク/ビジネスと人権）対応
 - ◆ サプライチェーン透明性確保ための情報開示義務化への対応
- も見据えた準備が重要

現状（2020調査）は…

- ◆ RMAPがカバーする範囲での取り組み
3TG+コバルト/CAHRAs/Annex II

これまでは…

- ◆ 米国ドッド・フランク法に基づく範囲がベース
3TG/DRC+9/紛争への加担



「責任ある鉱物調達」を取り巻く国際社会の動き

2000年

2010年

それ以降

ソフトロー

主な国際規範/
ガイドライン等

国連Global
Compact
(2000年)

責任投資原則
(PRI)
(2006年)

「ビジネスと人権に関する
指導原則」
(2011年)

持続可能な開発目標
(SDGs) 採択
2015年

ISO26000社会的責任に
関する国際ガイドライン規格
(2010年)

ISO20400持続可能な調達に
関する国際ガイドライン規格
(2017年)

OECD多国籍
企業指針改定
(2000年)

OECD多国籍
企業指針改定
(2011年)

OECD
責任ある企業行動に関するOECD
デュー・ディリジェンス・ガイドライン
(2018年)

OECD DDG*
(初版)
2011年

OECD DDG*
(第2版)
2013年

OECD DDG*
(第3版)
2016年

RMI/GRI
責任ある鉱物報告
ツールキット
(2019年)

* DDG : 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイドライン

ハードロー

各国での
法規制化

ドッド・フランク法
(米国)
2010年成立
2012年最終規則

紛争鉱物規則
(EU)
2017年

非財務情報開示指令
(EU)
2014年

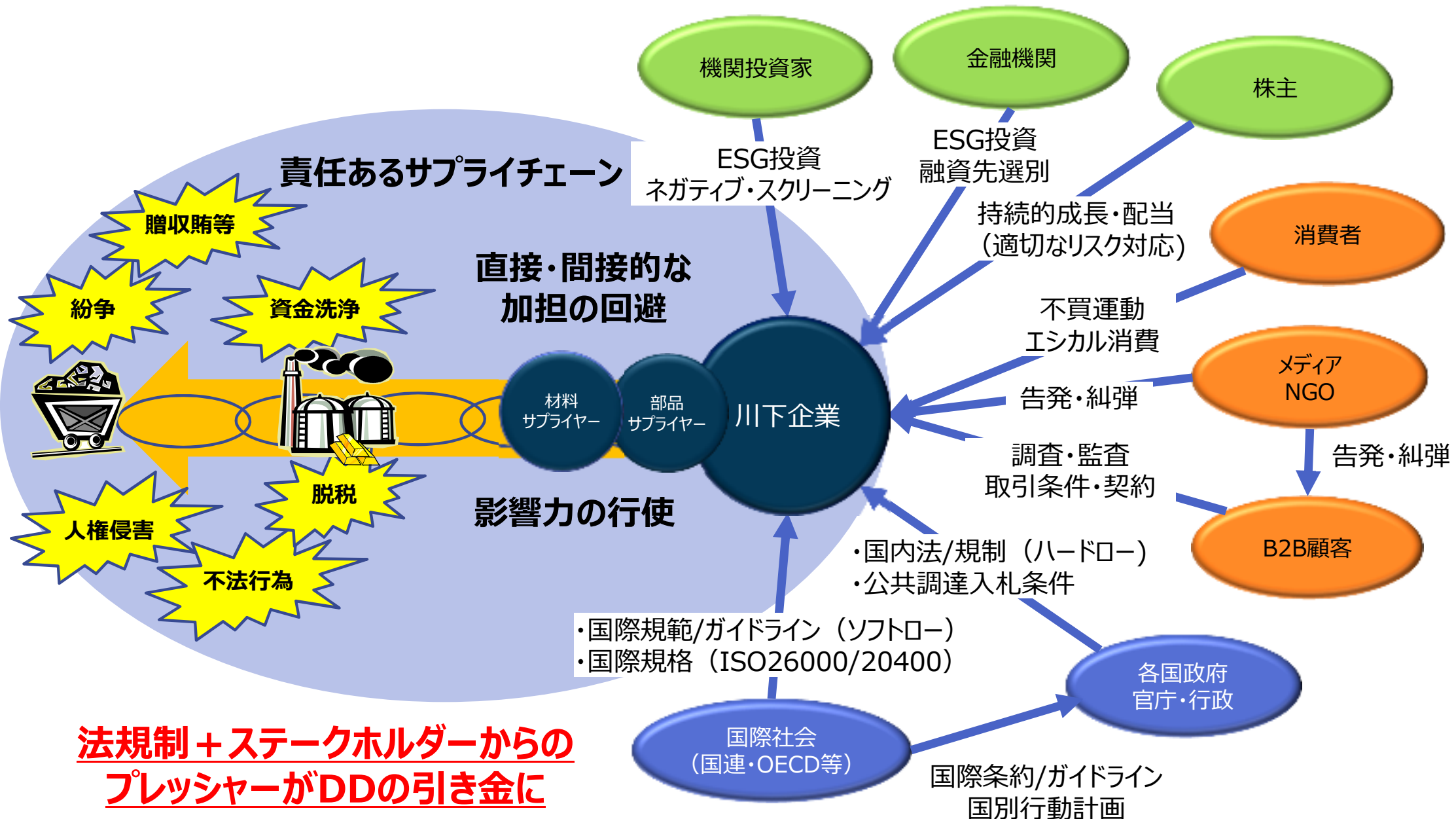
人権デュー・ディリジェンス法
(仏)
2017年

現代奴隷法
(英国)
2015年

現代奴隷法
(豪州)
2019年

トレンドは、国際規範/ガイドライン（ソフトロー）から法規制（ハードロー）へ

なぜ「責任ある鉱物調達」が求められるのか



- 「責任ある鉱物調達」 対応の背景
 - － 「責任ある鉱物調達」を取り巻く環境の変化
 - － 「責任ある鉱物調達」に影響を与える国際動向
 - － 今後のトレンド（リスク拡大のイメージ）
- 川下企業のデュー・ディリジェンス（DD）
- 2020年度調査対応 CMRT/CRTの主な変更点

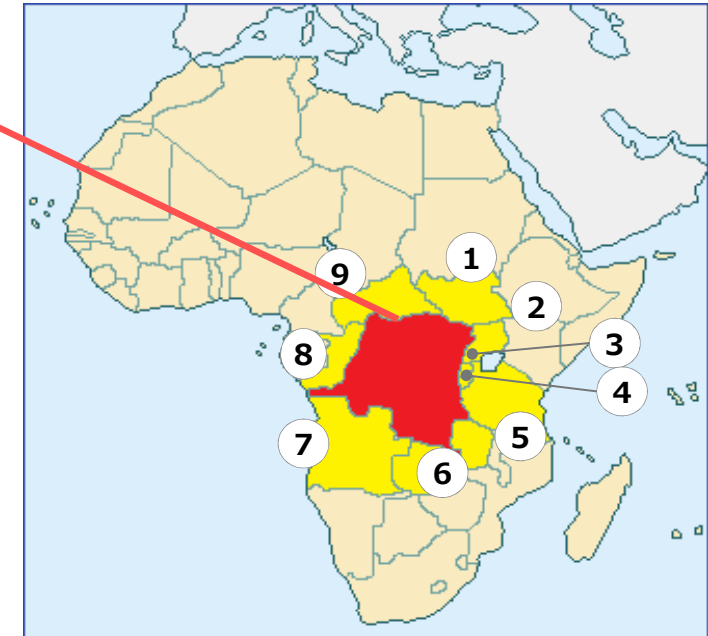
Annex : 川下企業のDDグッドプラクティス

米国金融規制改革法（ドッド・フランク法）

- **コンゴ民主共和国（DRC）及び周辺9ヶ国で違法に採掘される鉱物資源を資金源とする武装勢力が引き起こす、人権侵害、環境破壊等が国際問題化。**
- 2010年7月に米国金融規制改革法（通称「ドッド・フランク法」）に以下の1502条が追加。
 - ①「**タンタル、錫、タングステン、金（3TG）**」を紛争鉱物（**コンフリクト・ミネラル**）と定義
 - ②法の対象となる米国上場企業は、自社製品に使用される紛争鉱物が、これらの地域の武装勢力の資金源となっているかどうかを把握し、**年次で開示することを義務付けられました。**
- 2012年8月に最終実施規則が採択され、2013年より紛争鉱物調査が本格化。

コンゴ民主共和国

- ①南スーダン共和国
- ②ウガンダ共和国
- ③ルワンダ共和国
- ④ブルンジ共和国
- ⑤タンザニア共和国
- ⑥ザンビア共和国
- ⑦アンゴラ共和国
- ⑧コンゴ共和国
- ⑨中央アフリカ共和国



- **トランプ大統領就任後に起草された、1502条の廃止を含む「金融選択法（Financial Choice Act）」は未だ上院を通過しておらず、米国ドッド・フランク法は現在も有効。**
- **調査開始から7年が経過し、要求される回答精度・水準が高まっている。**

EU紛争鉱物規則 -米国法との比較-

	米国ドッドフランク法（DFA）	EU紛争鉱物規則
発効日	2010年7月 成立 2012年8月 SEC実施規則 施行	2017年7月 発効 2021年1月 全面適用（デュー・ディリジェンス義務化）
対象者	米国上場の製造業者	EUに鉱物（鉱石・未加工金属）を輸入する企業 （*）部品・製品の状態で輸入している企業は対象外
対象リスク	武装勢力の資金源か否か	OECD ANNEX II ベース （児童労働を含む人権侵害全般）
対象鉱物	スズ、タンタル、タングステン、金	スズ、タンタル、タングステン、金
対象地域	DRC及び周辺国	紛争地域および高リスク地域（CAHRAs）
事業者が行うこと	1. 3TG使用有無、原産国調査 2. サプライチェーンのデュー・ディリジェンス 3. 年次報告書提出	1. サプライチェーンのデュー・ディリジェンス 2. 年次報告書提出 3. EU加盟各国による事後確認
今後の動き	現時点でもDFA法は有効	2020年 CAHRAsの公開 2020年半ば 川下企業向けの透明性プラットフォームの公開 2020年末 責任ある製錬所リストの公開

●EU規則の日本企業への直接的な影響は限定的。

※EUに自社の拠点/現地法人がある場合は、EU規則“Annex 1”の関税（CN）コードおよび閾値を事前に確認しておくことを推奨。

●川下企業向け透明性プラットフォームの公開により、欧州川下企業のDDが活発化する可能性あり

●EUは2023年に規則を見直すこととしており、鉱物（コバルト等）の追加や川下企業へのDD義務化も検討

(参考) EU紛争鉱物規則 -対象鉱物および金属リスト-

Part A: Minerals

Description	CN code	TARIC subdivision	Volume threshold (kg)
Tin ores and concentrates	2609 00 00		5 000
Tungsten ores and concentrates	2611 00 00		250 000
Tantalum or niobium ores and concentrates	ex 2615 90 00	10	※Article 1(4) and Article 18 apply
Gold ores and concentrate	ex 2616 90 00	10	※Article 1(4) and Article 18 apply
Gold, unwrought or in semi-manufactured forms, or in powder with a gold concentration lower than 99,5 % that has not passed the refining stage	ex 7108 ^{(*)1}		100

Part B: Metals

Description	CN code	TARIC subdivision	Volume threshold (kg)
Tungsten oxides and hydroxides	2825 90 40		100 000
Tin oxides and hydroxides	ex 2825 90 85	10	※Article 1(4) and Article 18 apply
Tin chlorides	2827 39 10		10 000
Tungstates	2841 80 00		100 000
Tantalates	ex 2841 90 85	30	※Article 1(4) and Article 18 apply
Carbides of tungsten	2849 90 30		10 000
Carbides of tantalum	ex 2849 90 50	10	※Article 1(4) and Article 18 apply
Tantalum, unwrought including bars and rods, obtained simply by sintering; powders	8103 20 00		2 500

Part B: Metals (続き)

Description	CN code	TARIC subdivision	Volume threshold (kg)
Gold, unwrought or in semi-manufactured forms, or in powder form with a gold concentration of 99,5 % or higher that has passed the refining stage	ex 7108 ^{(*)2}		100
Ferrotungsten and ferro-silico-tungsten	7202 80 00		25 000
Tin, unwrought	8001		100 000
Tin bars, rods, profiles and wires	8003 00 00		1 400
Tin, other articles	8007 00		2 100
Tungsten, powders	8101 10 00		2 500
Tungsten, unwrought, including bars and rods obtained simply by sintering	8101 94 00		500
Tungsten wire	8101 96 00		250
Tungsten bars and rods, other than those obtained simply by sintering, profiles, plates, sheets, strip and foil, and other	8101 99		350
Tantalum, unwrought including bars and rods, obtained simply by sintering; powders	8103 20 00		2 500
Tantalum bars and rods, other than those obtained simply by sintering, profiles, wire, plates, sheets, strip and foil, and other	8103 90		150

※は、2020年4月～7月までに、輸入総量の95%を下回らない範囲で閾値が設定される予定

^{(*)1} ^{(*)2} For the purpose of amending this threshold, the imported volume obtained by applying the methodology and criteria of Article 18 shall be set as the threshold for both ex 7108 tariff lines included in Annex I.

EU紛争鉱物規則 - 紛争地域および高リスク地域（CAHRAs）

OECDのDDガイダンス AnnexIIにおける定義

紛争地域および高リスク地域（CAHRAs）は、武力による紛争、広範にわたる暴力、もしくは人々に危害が及ぶその他のリスクの有無によって識別される。

武力による紛争は様々な形をとることがあり、例えば、2カ国ないしそれ以上が関与することもあれば、解放戦争、反乱、内戦などによることもある、国際的もしくは非国際的対立などである。

高リスク地域には、政情不安や抑圧、制度上の欠点、不安定などが見られる地域や、国内のインフラが崩壊した地域、さらに暴力が広範におよんでいる地域などがある。これらの地域では広範におよぶ人権侵害や、国内法または国際法違反が見られる。

EU紛争鉱物規則における定義（CMRTではEU定義を採用）

武力紛争の状態にある、又は紛争終結後の脆弱な状態にある地域その他、破綻国家のように統治及び治安が弱体化し、又は皆無で、人権侵害を含めた国際法の違反が広範囲にわたって組織的に横行している地域

- ✓ RMIはCAHRAsの最低限の範囲を、「DRC+9」および「EUのCAHRAs」と定義。
- ✓ 最終的には下記の情報ソースを参考に、個社（または自社の顧客）の判断によりDDを行う必要がある

●EUは、CAHRAs特定のための法的拘束力のないガイドラインを公表

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32018H1149>

●RMIは、CAHRAs特定のための参考となる情報ソースをウェブサイトで提供

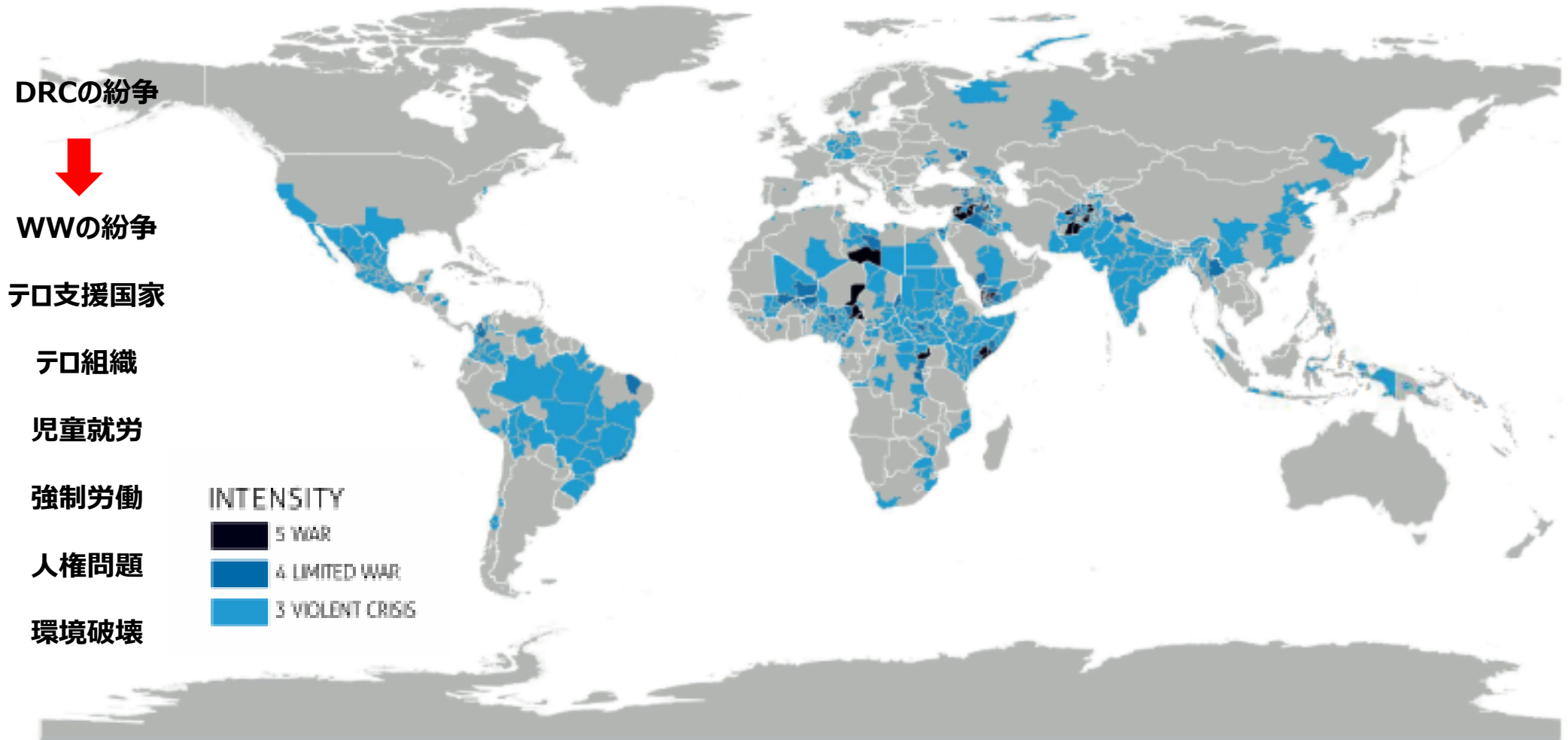
<http://www.responsiblemineralsinitiative.org/minerals-due-diligence/risk-management/conflict-affected-and-high-risk-areas/>

●EUは、2020年にCAHRAsを公表予定（時期未定）

(参考) リスク地域の例

CONFLICTS IN 2019
(SUBNATIONAL LEVEL)

2020年/5月時点



(出展) Heidelberg Conflict Barometer 2019
<https://hiik.de/conflict-barometer/current-version/?lang=en>

「DRC及び周辺国の紛争リスク」

→「CAHRAsにおけるOECD Annex IIリスク」へ

OECD DD Guidance Annex II

紛争地域および高リスク地域（CAHRAs）からの鉱物の責任ある
グローバル・サプライチェーンのためのモデル・サプライチェーン指針

1. 鉱物の採掘、輸送、取引に関連した人権侵害（児童労働など）
2. 非政府武装集団に対する直接的または間接的支援
3. 公的または民間の保安隊による不法行為（みかじめ料）
4. 贈収賄および鉱物原産地の詐称
5. 資金洗浄
6. 政府への税金、手数料、採掘権料の未払い（脱税）

EU紛争鉱物規則 -川下企業のための透明性プラットフォーム-

- **名 称** : Responsible Minerals Information System (ReMIS)
- **対象鉱物** : 3TG+その他 (コバルト等)
- **言 語** : 英語 + EU公用語
- **登 録** : ボランティア
- **登録内容** : 企業のタイプ(上流・下流)、セクター、取り扱い鉱物名、サプライチェーンスキーム、規則の対象か否か、デューディリジェンスの方針とその実施状況
- **登録対象** : EU域内の個人または法人 (各加盟国が妥当性をチェック)

2020年半ばにキックオフ予定



欧州川下企業のDDが活性化され、調査依頼が増加する可能性あり

◎OFAC（Office of Foreign Asset Control）規制

- 米国の財務省外国資産管理室（**OFAC**）が、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体との直接的/間接的な取引の禁止や資産凍結などの措置を講じる規制。

- 対象国家（地域）：

イラン、北朝鮮、シリア、キューバ、ウクライナ（クリミア）。及び多数の個人。

注）スーダン、ミャンマーは段階的に解除されているとの情報。

OFACは規制対象リスト（SDNリスト）をウェブサイト上で公表。

<https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/sdn-list/pages/default.aspx>

RMAP新監査基準（2019年1月以降適用）で製錬業者が監視すべきリスクの範囲としてOFAC規制を明記

対象「原材料」拡大の動き

■ RMI : Responsible Mica Initiative（責任ある雲母イニシアティブ）と共同で雲母（マイカ）加工施設の監査プログラムの開発に着手

- 監査基準には、OECDガイダンスAnnex IIリスクに加え、**環境、社会、ガバナンス（ESG）分野**を含むことを検討
- 2020年8月～12月にパイロット監査実施予定

■ OECD : リスクポータル(Portal for Supply Chain Risk Information)を公開

<https://www.oecd.org/daf/inv/mne/oecd-portal-for-supply-chain-risk-information.htm>

- ガイダンスのStep1とStep2を支援することを目的としてリスク情報を提供（**2020年5月現在準備中**）
- サプライチェーン情報、国レベルリスク情報、鉱物別リスク情報を提供。**38品種対象。**

■ RMI/Drive Sustainability共同 : マテリアルチェンジ（Material Change）を発行

https://drivesustainability.org/wp-content/uploads/2018/07/Material-Change_VF.pdf

- 材料および生産国の**環境、社会、ガバナンス問題**を比較することによって、同業者や投資家が責任ある調達について議論できるようにすることが目的とする研究報告。
- 対象は37品種。例えば、アルミニウム、ニッケル、銅、ガラス、ゴム、鉄、リチウム、雲母、亜鉛、皮革等

✓対象となる原材料への関心と取組み手法は、さらに拡大する方向
✓投資家（ESG投資）を意識した取組みと情報開示を期待する方向

(参考) 対象リスク拡大の動き

RRA (Risk Readiness Assessment : リスク準備評価)

鉱物／金属の生産者と加工業者が**環境、社会、ガバナンス**の実践とパフォーマンスを伝達するための**自主的な自己評価・報告ツール**。

業界の優れた慣行の共通の理解を促進し、鉱物サプライチェーンのリスク評価・管理手法を促進することが目的。

対象金属・鉱物(22種類)

アルミニウム、アルミナ、ボーキサイト、コバルト、銅、金、黒鉛、鉄鉱石、鉛、リチウム、雲母、モリブデン、ニッケル、パラジウム、プラチナ、希土類元素、銀、鋼、タンタル、スズ、タングステン、亜鉛。

リスクエリアと業界規範(32項目)

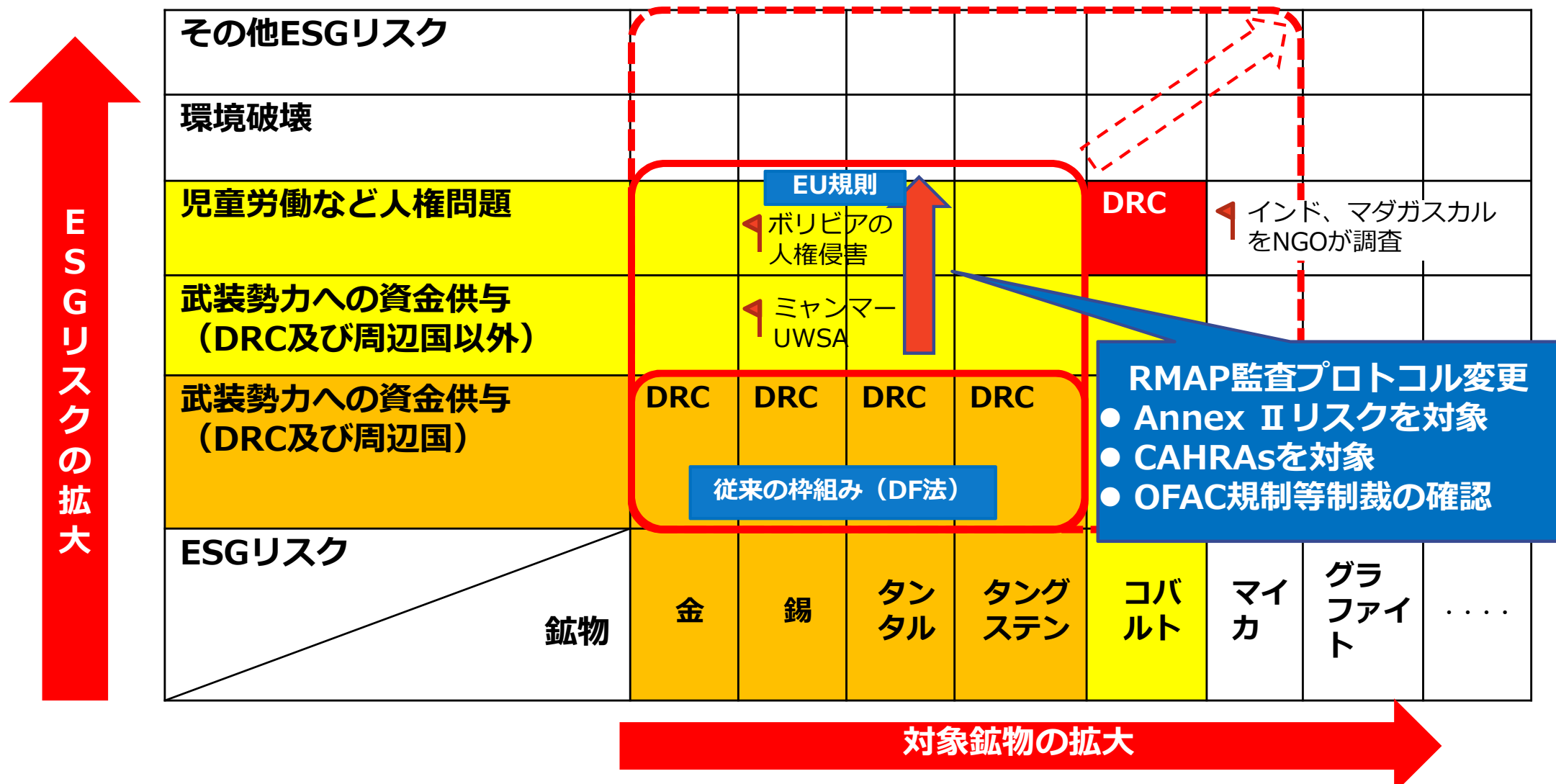
- | | | |
|---------------------|--------------------|-------------------------|
| 1. 法令順守 | 12.労働安全衛生 | 23.地域の健康と安全 |
| 2. ビジネスインテグリティ | 13.従業員苦情処理メカニズム | 24.コミュニティ開発 |
| 3. ステークホルダーエンゲージメント | 14.環境リスクマネジメント | 25.中小零細鉱山 |
| 4. ビジネスリレーションシップ | 15.温室効果ガス (GHG) 排出 | 26.人権 |
| 5. 児童労働 | 16.エネルギー消費 | 27.治安と人権 |
| 6. 強制労働 | 17.淡水の管理と保全 | 28.先住民の権利 |
| 7. 結社の自由および団結権 | 18.廃棄物管理 | 29.土地の取得と再定住 |
| 8. 差別およびハラスメント | 19.尾鉱管理 | 30.文化遺産 |
| 9. ジェンダーイコール | 20.汚染 | 31.サプライチェーンのデュー・ディリジェンス |
| 10.労働時間 | 21.生物多様性および保護地域 | 32.透明性と情報開示 |
| 11.報酬 | 22.鉱山の閉鎖と開拓 | |

将来的に鉱物およびリスクはさらに広がる可能性がある

- 「責任ある鉱物調達」 対応の背景
 - － 「責任ある鉱物調達」を取り巻く環境の変化
 - － 「責任ある鉱物調達」に影響を与える国際動向
 - － 今後のトレンド（リスク拡大のイメージ）
- 川下企業のデュー・ディリジェンス（DD）
- 2020年度調査対応 CMRT/CRTの主な変更点

Annex : 川下企業のDDグッドプラクティス

今後のトレンド（リスクの拡大イメージ）



企業が『責任ある鉱物調達』のために考慮すべき鉱物／地域／リスクは
今後も拡大する方向

- 「責任ある鉱物調達」 対応の背景
 - － 「責任ある鉱物調達」 を取り巻く環境の変化
 - － 「責任ある鉱物調達」 に影響を与える国際動向
 - － 今後のトレンド（リスク拡大のイメージ）
- **川下企業のデュー・ディリジェンス（DD）**
- 2020年度調査対応 CMRT/CRTの主な変更点

Annex : 川下企業のDDグッドプラクティス

RBA (Responsible Business Alliance)

<http://www.responsiblebusiness.org/>

グローバルサプライチェーンにおけるCSRを促進する世界最大の産業アライアンス。
電機・自動車・小売り業界などから150社以上が加盟。
RBA行動規範を策定・公表している。

日本企業は15社が加盟（2020年4月現在）：

ブラザー工業、キヤノン、EIZO、富士通、船井電機、コニカミルタ、ニコン、リコー、
セイコーエプソン、千住金属、ソニー、住友電工、東京エレクトロン、東芝、TDK

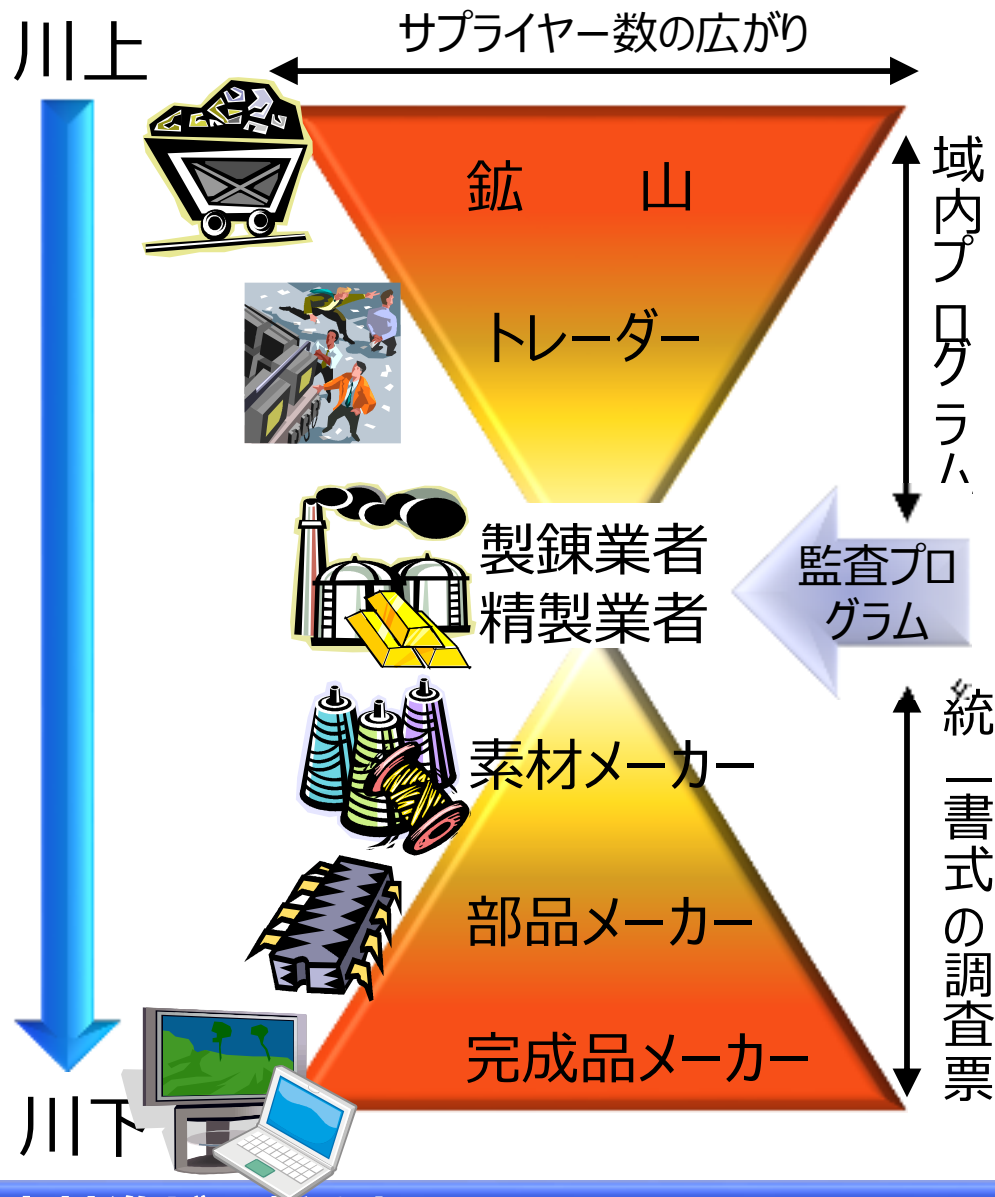
RMI (Responsible Minerals Initiative)

<http://www.responsiblemineralsinitiative.org/>

RBAの下部組織で、サプライチェーンにおける責任ある鉱物調達の問題に取り組むさまざまな業界の企業にとって、最も活用され尊敬されているリソースの1つです。
CMRTやCRTの帳票の策定・公表し、RMAPの監査基準等を策定。

日本企業も多数参加。**JEITAもAssociation Memberとして加盟。**

Responsible Minerals Assurance Process (RMAP)



- ・ 個社が単独で3TGの原産地を調査すると、莫大なコストと時間が発生。

RMAPの調査手法

長いサプライチェーン階層の中で、比較的数量が少ない製錬業者の上下で2つに分け、調査の効率化を図る。

- ・ 製錬業者から川上は、域内プログラム (RMAP) により製錬業者を監査し、製錬された鉱物の起源を判定
- ・ 製錬業者から川下は、調査票を統一 (CMRT) し、調査を効率化。

RMAP (Responsible Minerals Assurance Process : 責任ある鉱物保証プロセス)
CMRT (Conflict Minerals Reporting Template : 紛争鉱物報告テンプレート)

監査基準が更新され、3TG/CAHRAs/Annex II リスクをカバーする監査プログラムに進化

RMAPの新監査プロトコルによるリスク拡大

2019年1月よりRMAPの新監査プロトコルの全面適用

<http://www.responsiblemineralsinitiative.org/standards-development/audit-standards/>

(監査基準の最新版は2020年2月7日版)

「DRC及び周辺国の紛争リスク」

→「CAHRAsにおけるOECD Annex II リスク」へ

OECD DD Guidance Annex II

紛争地域および高リスク地域（CAHRAs）からの鉱物の責任ある
グローバル・サプライチェーンのためのモデル・サプライチェーン指針

1. 鉱物の採掘、輸送、取引に関連した人権侵害（児童労働など）
2. 非政府武装集団に対する直接的または間接的支援
3. 公的または民間の保安隊による不法行為（みかじめ料）
4. 贈収賄および鉱物原産地の詐称
5. 資金洗浄
6. 政府への税金、手数料、採掘権料の未払い（脱税）

デュー・ディリジェンス（DD）とは？

デュー・ディリジェンス

⇒リスク査定（サプライチェーンの透明性を確保）

⇒**サプライチェーンを透明化し、原材料の由来に人権侵害などの問題の有無を確認、問題が確認された時には是正する活動**

OECDデュー・ディリジェンスは、その活動指針

【正式名称】

OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas

OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス

【目的】

企業が人権を尊重し、供給業者の選定を含む資源調達に関する意思決定を通じて紛争に手を貸してしまうことを回避するための支援を目的として作成

デュー・ディリジェンス（DD）の5ステップ

〔目的を達成するための5段階の枠組み〕

- ステップ1：強固な企業管理システムの構築
- ステップ2：サプライチェーンにおけるリスクの特定と評価
- ステップ3：特定されたリスクに対処するための戦略の構築と実施
- ステップ4：独立した第三者による製錬／精製業者の
デュー・ディリジェンス行為の監査を実施
- ステップ5：サプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関する年次報告

＜川下企業が取り組みの参考にすることができるリソース＞

OCEDガイダンス すず、タンタル、およびタングステンに関する補足書／金に関する補足書

（外務省ウェブサイト）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/housin.html>

RMI Downstream Assessment Program

（RMI ウェブサイト）

<http://www.responsiblemineralsinitiative.org/responsible-minerals-assurance-process/downstream-program/>

デュー・ディリジェンス（DD）の5ステップ

OECDガイダンスの5ステップ	必要な取り組み
ステップ1： 強固な企業管理システムの構築	・「責任ある鉱物調達方針」の策定し、社内外へ周知する ・調査体制組織図の作成（リーダーと担当者の明確化） ・サプライヤーとの協力関係の強化 ・CMRT/CRT（およびコミュニケーション記録）を少なくとも5年間保管する ・調査依頼時に自社の期待（Conformantなど）を伝える
ステップ2： サプライチェーンにおけるリスクの特定と評価	・CMRT/CRTを使用したサプライヤー調査 ・受領したCMRT/CRTの確認手順の明確化（リスクの検知・特定）
ステップ3： 特定されたリスクに対処するための戦略の構築と実施	・特定されたリスクの緩和・軽減策の検討と実施
ステップ4： 独立した第三者による製錬／精製業者のデュー・ディリジェンス行為の監査を実施	・RMAP監査結果の活用 ・製錬所に対するRMAPへの参加働きかけ（業界を通じて実施）
ステップ5： サプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関する年次報告	・CSR報告書や自社ホームページ等で自主的なデュー・ディリジェンス状況を報告

- 「責任ある鉱物調達」 対応の背景
 - － 「責任ある鉱物調達」 を取り巻く環境の変化
 - － 「責任ある鉱物調達」 に影響を与える国際動向
 - － 今後のトレンド（リスク拡大のイメージ）
- 川下企業のデュー・ディリジェンス（DD）
- **2020年度調査対応 CMRT/CRTの主な変更点**

Annex : 川下企業のDDグッドプラクティス

2020年調査対応

- **CMRT** : Rev.5.12 (2019/4/26) ⇒ Rev.6.01* (2020/5/19 最新版)
⇒ CAHRAsに関する質問4の追加など、改定により、米国ドッド・フランク法に加え、EU規則にも対応。以下のような影響が考えられる。

*2020/5/13に、一旦、Rev.6.0が発行されたが、バグがあったため、すぐに改定された

- ✓ Declaration 質問4が“Yes”の場合、CAHRAsを原産国とする製錬／精製業者、およびどこをCAHRAsと判定した回答なのか（DRC+ 9 以外）を特定する方法の検討が必要
(例：コメント欄へのCID番号の記載、スマルターリスト0列の活用など)
- ✓ Declaration 質問4の社内集計方法の見直しが必要。
- ✓ Declaration 質問A～Hへの回答内容の見直し（CAHRAs/責任ある鉱物調達方針など）

- **CRT** : Rev.1.1 (2018/12/21) ⇒ Rev.2.11* (2020/5/19 最新版)
⇒ 設問Fの文言一部変更、および製錬所リストのアップデートおよび一部バグ修正の変更のみ。大きな影響なし。

*2020/5/13に、一旦、Rev.2.1が発行されたが、バグがあったため、すぐに改定された

CMRT/CRTの具体的な記入要領については、下記JEITAウェブサイトにてeLearning教材を公開していますので、併せてご参照ください

⇒ <https://home.jeita.or.jp/mineral/2020seminar/materials.html>

Rev.6.01では、下記の変更あり。

- Declarationの会社情報において、「回答責任者の電話番号」が必須から任意。
- Declarationの**質問4**として、「**CAHRAsを原産地としているか**」が追加。
(以下、番号が1つずつ繰り下がり)
- Declarationの質問Aが、「**責任ある鉱物調達方針**」に変更。
- Declarationの質問Bの英文のみが、「responsible minerals」に変更。
- Declarationの質問Cが削除。(以下、番号が1つずつ繰り上がり)
- Declarationの質問EがDとなり、「**責任ある鉱物調達**のためのデューデリジェンス」に変更。
- Declarationの質問IがHとなり、「SECに」が削除され、選択肢もSECとEUが選べるように変更。

2020年調査対応：CMRT Rev.6.01の変更点

CMRT6.0 Declarationシート 改定対比表 ※ < > 内は選択肢

箇所	CMRT5.12	CMRT6.01	変更内容
会社情報	回答責任者の電話番号(*)	回答責任者の電話番号	要求元以外の調査会社等からの電話で混乱をきたす事例があるため任意化
質問4)	—	貴社サプライチェーン内の製錬業者のいずれかが、紛争地域及び高リスク地域の対象国を3TGの原産地としていますか？(*) <Yes, No or Unknown>	EU規則対応に伴い、新規設問追加
質問A	紛争鉱物の調達方針を確定しましたか？(*) <Yes or No>	責任ある鉱物調達方針を確定しましたか？(*) <Yes or No>	EU規則対応に伴う、設問変更
質問B	その方針（conflict minerals sourcing policy）は貴社のホームページで閲覧できますか？(*) <Yes or No>	その方針（responsible minerals sourcing policy）は貴社のホームページで閲覧できますか？(*) <Yes or No>	EU規則対応に伴う、設問変更 ※和訳文は変更なし
質問C →廃止	一次サプライヤーに対してDRCコンフリクトフリーであることを要求していますか？(*) <Yes or No>	—	EU規則対応に伴い、設問廃止
質問H→G	コンフリクトフリーな鉱物調達のためのデューデリジェンス対策を実施していますか？(*) <Yes or No>	責任ある鉱物調達のためのデューデリジェンス対策を実施していますか？(*) <Yes or No>	EU規則対応に伴う、設問変更
質問I→H	貴社は、SECに紛争鉱物の開示情報を年1回提出する必要がありますか？(*) <Yes or No>	貴社は、紛争鉱物の開示情報を年1回提出する必要がありますか？(*) <"Yes, with the SEC", "Yes, with the EU", "Yes, with the SEC and EU" or "No">	EU規則対応に伴い、設問および選択肢変更

2020年調査対応：CRT2.11の変更点

Rev.1.1 (2018/12/21 発行) → Rev.2.0 (2019年10月30日)

→ **Rev.2.11*** (2020/5/19 発行 最新版)

* 2020/5/13に、一旦、Rev.2.1が発行されたが、バグがあったため、直ぐに改定された

Rev.1.1以降の変更は、設問Fの文言修正、製錬所リストのアップデートおよび一部バグ修正の変更のみ

- ✓ CRT Rev.1.1版にあったChecker 57行目のバグは修正済
- ✓ CRT Rev.2.11版に残る下記バグは無視して問題ない
 - Declarationの「申告範囲又はクラス」で「A. Company」を選択した時に、**チェッカーのProduct List (56行目) が赤くハイライトされる。**
 - Smelter ListのC列：Smelter Look-upで、“Smelter not yet identified”を選択すると
D列:製錬業者名がグレーハイライト
E列:製錬業者所在地：国が空白のまま
(InstructionsのSmelter Look-upの説明 (49行目) には、この場合、D列とE列に「Unknown」が自動入力されると記載)

Rev.2.11は、Rev.1.1と同じ要領で作成すれば問題ない

次回改定は2020年秋頃を予定

(参考) ECAP (Extended Corrective Action Plan)

ECAPとは・・・

直近のRMAP監査で不適合となり、Conformantリストから削除されたが、今後未解決の問題に取り組むことを約束し、取り組み中の製錬業者リストをRMIのウェブサイト（下記URL）に掲載

<http://www.responsiblemineralsinitiative.org/responsible-minerals-assurance-process/extended-corrective-action-plan/>

顧客より排除要求を受ける場合があるが、その後Conformantに復帰する場合があるので注意が必要。

※2019年は2社が一時リストされたが、その後Conformantリストに復帰

スマルターチェックの際には、
Conformant/Activeリストに加えて、ECAPリストもチェックが必要

まとめ

4.対象リスク・鉱物の更なる拡大／
情報開示の義務化

3. 新たなリスク
への対応

2. 紛争鉱物管理体制の確立

1. 使用する製錬所の明確化と報告

★ 将来的なリスク拡大への備え

★ CAHRAs/Annex II リスク
/3TG+コバルトへの対応

★ DDの継続的なレベルアップ

★ 回答精度の向上

対象鉱物、対象地域、対象リスクの拡大へ
責任ある鉱物調達のミッションがますます重要になります